

日本国政府とノルウェー王国政府との間の
戦略的パートナーシップに関する共同声明
(仮訳)

2023年12月7日、岸田文雄日本国内閣総理大臣とヨナス・ガール・ストーレ・ノルウェー王国首相は、ストーレ首相の訪日に際して、東京で会談した。

1 両首脳は、日本とノルウェーが皇室・王室間の交流に支えられた長い友好の歴史を有していることに留意しつつ、自由、民主主義、法の支配及び人権の尊重といった価値及び原則を共有するパートナーとして、二国間の友情及び協力がかつてないほど強くなっていることを満足をもって確認した。両首脳は、変化する戦略的環境に対応するため、二国間、地域間、多国間及びグローバルな事項に関し、より緊密に協働していくことへの共通の関心を認識し、また、120年近くにわたる外交関係の堅固な基盤を基礎とし、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現に向け協力する日本とノルウェーとの間の戦略的パートナーシップをここに表明し、人間の尊厳を守ることへのコミットメントを改めて強調した。

2 両首脳は、2025年の日・ノルウェー外交関係樹立120周年と、同年の2025年大阪・関西万博へのノルウェーの参加を念頭に、政治、経済、科学技術、文化及び要人の相互往来の分野において二国間関係を一層強化することを決定した。

3 強化された政治協力

両首脳は、厳しい国際的な政治・安全保障環境を踏まえ、次のような国際的及び地域的に鍵となる重要な問題を協議するため、政府高官及び政務レベルでの定期的な会合及び対話により政治協力を強化することで同意した。

3-A ロシアのウクライナに対する違法な侵略戦争

(1) 両首脳は、国連憲章を含む国際法の深刻な違反を構成する、ロシアによるウクライナに対する違法な侵略戦争を最も強い言葉で非難した。両首脳は、ロシアに対し、国際的に認められた国境内のウクライナの領土から、全ての部隊及び軍事装備を即時、完全かつ無条件に撤退させるよう求め、また、両首脳は、国際人道法の義務が守られなければならないこと並びに一般市民及び民用物への攻撃及び無差別攻撃は禁止されていることを強調した。両首脳は、戦争犯罪その他の残虐行為に対する不処罰はあってはならないことにつき一致した。責任を有

する者は責任を追及されなければならない。両首脳は、両国が実施しているロシアに対する厳しい制裁の重要性を強調すると同時に、必要とされる限りのウクライナに対する揺るぎない支援を再確認し、復旧及び復興のための支援の強化にコミットした。

(2) 両首脳は、ゼレンスキー大統領によって提唱された、国連憲章の原則に沿った、平和フォーミュラのイニシアティブを含め、包括的で公正かつ永続的な平和の実現に向けたウクライナの取組に対する支持を表明した。また、両首脳は、平和フォーミュラ及び将来のサミットに対する可能な限り幅広い国際的な支持の確保に向けた緊密な連携と継続的な取組についても確認した。

(3) 両首脳は、ロシアによる核兵器の使用の威嚇は無謀であり許されないことを強調し、ロシアは核兵器を決して使用してはならないことを強調した。また、両首脳は、ロシアによるザポリッジャ原子力発電所の不法な占拠並びに同発電所内及びその周辺における無責任な行動に対し、最も重大な懸念を表明した。

(4) 両首脳は、ロシアに課された両国の制限的な経済的措置の回避に対抗するため、世界のパートナーとの協力に向けた取組を強化することでも一致した。両首脳は、違法な侵略を遂行するロシアの能力に更に対抗するため、既に課している経済的措置を維持し、完全に実施するとともに、拡大する。

3-B イスラエル・パレスチナ情勢

両首脳は、ハマス等によるイスラエルに対するテロ攻撃への断固とした非難を表明した。両首脳は、全ての国家の自国及び自国民を守る権利を強調した。また、両首脳は、全ての行動は、国際人道法を含む国際法に従ってなされなければならないことを強調した。取り分け、全ての当事者は敵対行為により影響を受けた一般市民を保護しなければならない。また、両首脳は、人道状況に関する深刻な懸念を表明した。両首脳は、人質全員の即時かつ無条件の解放、一般市民の安全の確保及びより広範な地域の一層の不安定化の防止のため、できるだけ早期の事態の沈静化に向けて外交努力を倍加することが最も重要であることを改めて表明した。また、両首脳は、人道的危機の一層の悪化を防ぎ、一層の人道的休止を確保することが不可欠であることを強調するとともに、全ての関係者に対し、国連安保理決議第2712号に基づき誠実に行動することを求めた。両首脳は、ガザの人々に支援を届けるために連携することを確認した。両首脳は、「二国家解決」に基づく、中東における公正で、永続的かつ包括的な和平の必要性を改めて強調した。

3-C インド太平洋

(1) 両首脳は、海洋国家である両国にとっての自由で開かれたインド太平洋の重要性を確認した。自由で開かれたインド太平洋は、包摂的で、繁栄し、安全で、法の支配に基づき、主権、領土一体性及び紛争の平和的解決並びに自由及び基本的人権といった共有された原則を擁護するものである。この観点から、両首脳は、ASEANの中心性及び一体性並びに「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」への支持を確認した。両首脳は、中国に率直に関与し、懸念を中国に直接表明することの重要性を認識しつつ、中国と建設的かつ安定的な関係を構築する用意があることを表明した。両首脳は、気候変動を含むグローバルな課題及び共通の関心分野において中国と協力する必要があることで一致した。

(2) 両首脳は、海洋における全ての活動を規律する法的枠組みを定めた国連海洋法条約(UNCLOS)に従い、航行及び上空飛行の自由を擁護することの重要性を確認し、国際法、取り分け、UNCLOS及び国際連合憲章に従った紛争の平和的解決の重要性を強調した。両首脳は、世界のいかなる場所においても、力又は威圧により現状を変更しようとするいかなる一方的な試みにも強く反対した。この文脈において、両首脳は、東シナ海と南シナ海の状況に対する深刻な懸念を共有し、全ての海洋権益に関する主張はUNCLOSの関連規定に基づくものでなければならないことを強調した。

3-D 北朝鮮

両首脳は、前例のない数の不法な弾道ミサイルの発射を含む、関連する国連安保理決議に違反する、継続する北朝鮮の核兵器及び弾道ミサイルの開発を強く非難した。また、先月の、人工衛星の打上げのために行い、日本列島上空を通過した弾道ミサイル技術を用いた北朝鮮による発射を強く非難し、弾道ミサイル技術を用いたいかなる発射も国連安保理決議の明白な違反であり、地域の民間航空及び海上交通の安全を脅かしていることを強調した。両首脳は、北朝鮮の核・弾道ミサイル計画の、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での放棄を実現するとの目標に引き続きコミットした。両首脳は、北朝鮮に対して、関連する国連安保理決議の下での全ての義務を完全に遵守するよう強く求めるとともに、全ての国連加盟国に対して、北朝鮮に関連する国連安保理決議を完全に履行するよう求めた。また、両首脳は、北朝鮮に対し、人権を尊重し、拉致問題を即時に解決するよう強く求めた。

4 北極

(1) 両首脳は、知識と責任ある持続可能な管理の原則に基づき、北極における安定と建設的な協力を促進するために協力することで一致した。両首脳は、北極における全ての活動が、主権、領土一体性及び主権的権利の尊重を含め、国際法と整合的に行われることの重要性を再確認した。両首脳は、北極地域における環境及び活動の管理のための科学的基盤の強化を含め、北極問題に関する卓越した多国間フォーラムである北極評議会における協力を促進するために協働することの重要性を認識した。

(2) 両首脳は、スヴァールバル諸島にあるノルウェーのニーオルスン研究基地における国立極地研究所の活動や、スヴァールバル諸島及び本土において研究用レーダーを共同運用している欧州非干渉散乱科学連合（E I S C A T）への両国の参加等、北極問題に関する日本とノルウェーとの間の優れた科学協力を留意した。両首脳は、それぞれの国の科学事業の強みを基礎とするものを含め、北極における急速な気候変動、その生態系及び絶滅危惧種への影響並びに地球の気候に北極が果たす役割に関する知識を、北極地域研究に関する協力及び交流を通じる等して構築していく意欲を共有した。

5 南極条約体制

(1) 両首脳は、よく機能している南極条約体制を維持することへの日本及びノルウェーが共通の関心を有していることを確認した。1959年12月1日の南極条約の下で行われてきた国際協力が、同大陸全体を世界政治の変動から守り、前例のない水準の国際科学協力を可能にするとともに、同条約の締約国による広範な環境の保護への共同のコミットメントの基礎を築いたことを認識する。

(2) 両首脳は、南極海洋生物資源保全委員会（C C A M L R）の活動を支援するための実りある協力を継続することで一致した。両首脳は、南極海洋生物資源保全条約が南極の海洋生物資源の保全には合理的な利用が含まれると規定していることに留意しつつ、南氷洋における海洋保護区の代表的な制度を開発する上で、漁業管理の視点を取り入れることの重要性を強調した。

6 安全保障及び防衛

(1) 両首脳は、国際的な安全保障環境につき同様の認識を表明し、同志国として両国の知識及び情報を共有するため、両国外務省間の定期的な政策協議を含め、政府間の対話を継続していくことで一致した。両首脳は、両国の防衛当局間の安全保障・防衛政策及び円滑な意思疎通に関する協力の強化の重要性を認識

し、防衛当局間（MM）協議（局長級）を含む二国間防衛対話を更に発展させることを確認した。

（２）両首脳は、不当な影響力の行使、スパイ行為、偽情報の拡散を含む情報操作、不当な知識及び情報の窃取、違法な知見の漏えい、妨害行為等がもたらす課題から重要インフラを防護することを含む、デジタル領域における経済、社会及び安全保障上のリスクに対処するため、警戒を高め、同志国間の連携を強化することの重要性を強調した。

（３）両首脳は、欧州大西洋とインド太平洋の安全保障が不可分であることを認識し、NATOと日本を含むインド太平洋地域のパートナーとの間の連携を強化することの重要性を強調した。ストーン首相は、岸田総理が2023年7月にリトアニアで開催されたNATO首脳会合に出席し、日・NATO協力に関する新たなプログラムである「日・NATO国別適合パートナーシップ計画（ITPP）」を策定したことを歓迎した。また、岸田総理は、NATO創設メンバーとしてのノルウェーの貢献を称賛した。

（４）両首脳は、日本によるノルウェー製スタンド・オフ・ミサイル（JSM）の調達と、2022年12月の日本の国家安全保障戦略を含む日本の戦略文書が、防衛装備協力を更に発展させる基盤を形成していることを認識した。

7 貿易・投資

（１）両首脳は、WTOを中核とする自由で公正なルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化が、二国間の貿易及び投資関係にとって重要であることを認識し、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全な、かつ、よく機能する紛争解決制度の実現に向けて取り組むことを含め、WTO改革について協働していくことで一致した。また、両首脳は、共同声明イニシアティブを含む複数国間のイニシアティブ、特に電子商取引交渉の推進及び電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの恒久化について協力することの重要性を認識した。

（２）両首脳は、二国間の貿易及び投資の着実な進展を想起し、水産物、海洋、クリーン・エネルギー等の分野における日本とノルウェーの企業間の最近の連携を歓迎し、開かれた透明な市場を共同で確保することの重要性を認識した。両国は貿易障壁を可能な限り下げる取組をすべきであると認識された。両首脳は、洋上風力、水素、アンモニア、蓄電池及びCCS（二酸化炭素回収・貯蔵）／CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯蔵）等、グリーン移行に関連する分野に

おける企業間の戦略的パートナーシップの着実な拡大を歓迎し、さらに、エネルギー貯蔵や健康技術等の分野での連携を更に奨励した。両首脳は、特にネット・ゼロ・ソリューション分野を含め、貿易及び投資の拡大を促進するための、日本の経済産業大臣とノルウェーの貿易産業相の緊密なグリーン戦略パートナーシップ共同コミュニケを歓迎した。両首脳は、これらの進展が、二国間の経済関係の枠組みの強化に貢献する、両国の経済及び社会に対する前向きな刺激を与えることへの期待を共有した。

(3) 両首脳は、ビジネス、研究及び教育のための両国間の移動の強化の重要性を認識し、両国国民の福祉の向上に貢献する二国間の社会保障協定の交渉の開始を歓迎した。

(4) 両首脳は、2025年の大阪・関西万博がノルウェーその他の北欧諸国の参加を得て、成功裏に開催されることへの期待を表明した。

8 経済安全保障

(1) 両首脳は、G7広島サミットで採択された、経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明を評価し、経済安全保障に関する連携を強化することで一致した。

(2) 両首脳は、国際的な規範及び義務を遵守し、自由、公正かつ互恵的な経済・貿易関係にコミットする信頼できるパートナー間での強じんなサプライ・チェーン・ネットワークを構築及び強化する上で、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性が不可欠な原則であることを認識した。また、両首脳は、重要なサプライ・チェーンにおける過度な依存を低減するとともに、また、クリーン・エネルギー移行に不可欠な製品を含む先端技術及び重要物質に関し、同盟国及び信頼できるパートナーとの間で強じんなサプライ・チェーンを構築し、強化する必要性を確認した。

(3) 両首脳は、経済的威圧及びグローバルに公平な競争条件を歪める、広範な、かつ、変化する非市場的政策及び慣行を利用する包括的な戦略に対して懸念を表明した。両首脳は、このような政策及び慣行に適切な方法で対処すべきことにつき見解を共有した。両首脳は、研究活動を通じた重要・新興技術の不適切な移転及びこのような技術の誤用に反対した。また、両首脳は、両国が開発する最先端技術が国際の平和及び安全を脅かす軍事的能力の増強のために利用されることを防止するために協働する意図を表明した。両首脳は、経済安全保障を強化す

るためのより意識的な政策を追求する上で、国際的なパートナーと連携するとのG7首脳の高いコミットメントを歓迎した。

9 デジタル化

両首脳は、デジタル化の推進が、経済成長及び持続可能な社会の実現に根本的な重要性を有することを強調し、この分野において強みを有する日本とノルウェーが、相互に学び合い、協力していくことの重要性を確認した。また、両首脳は、デジタル分野における日本とノルウェーのより緊密な協力を歓迎した。両首脳は、電子政府（eガバメント）を含む包括的なデジタル化を推進し、データの自由な流通を促進するために引き続き協働することを確認し、プライバシー、セキュリティ及び知的財産権の保護を含む消費者と企業の信頼関係を強化するために、引き続き協働することを確認した。また、両首脳は、経済協力開発機構（OECD）を通じた、広島AIプロセスの成果に対する視点を含む安心・安全で信頼できるAIに関する取組及び責任あるAIに関する政策の発展についての協力を継続することの重要性について見解を共有した。

10 持続可能な海洋

(1) 両首脳は、クリーンで健全かつ生産的な海洋の推進が国際社会にとって極めて重要であることを確認し、食料安全保障、エネルギー生産及び雇用創出にとっての海洋の重要性並びに価値創造の源泉としての海洋資源の持続可能な利用及びクリーンで健全な海洋の推進の必要性について、国際的な認識を高める取組を継続することを確認した。この目的のため、両首脳は、自らがメンバーである持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル（海洋パネル）を通じて、2025年にニースで開催される国連海洋会議までの期間において、パネルが貴重な意見を提供するために作業を継続することで一致した。また、両首脳は、持続可能な開発のための国連海洋科学の10年（2021-2030年）の重要性も認識した。両首脳は、保全と持続可能な利用を含む海洋管理の強化の必要性を再確認した。両首脳は、海洋国際会議に向けたプロセスにおける海洋科学協力の重要性を強調した。また、両首脳は、2024年末までにプラスチック汚染に関する野心的な法的拘束力のある国際文書を策定することを目指し、プラスチック汚染に関する高野心連合における協力を継続することで一致した。さらに、両国は、UNCLOSの下での義務及び両国が理事国である国際海底機構の枠組みの中で合意されたロードマップに従い、最高水準の環境基準に基づき、深海底における開発活動のための強固な国際規制を達成するという共通の目的を認識した。

(2) 両首脳は、ノルウェー及び日本が科学的根拠に基づいて鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用を確保する重要性を共有するパートナーであることを確認した。両首脳は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）又は国際捕鯨委員会（IWC）等の国際機関を通じて協力を続けていることを再確認した。

(3) 両首脳は、漁業分野における両国の長年の協力関係に敬意を表し、ノルウェー産サーモンの生産への日本の投資並びに日本の食料安全保障及び価値の創造に対するノルウェー産水産物の貢献を歓迎した。両首脳は、このような分野の貿易に係る事項について、二国間協議を行う取組をすることを確認した。

1.1 気候変動とグリーン移行

(1) 両首脳は、この10年間で地球温暖化を1.5度に抑えるための最後の機会であり、そのための大胆な決断が必要であることで一致した。両首脳は、アジア・ゼロエミッション共同体構想等のクリーン・エネルギーの導入に係る日本の構想並びに洋上風力、水素及びアンモニア、蓄電池並びにCCSを含む再生可能エネルギー並びに低炭素ソリューションにおけるノルウェーの先進的かつ積極的な活動に留意し、クリーン・エネルギー移行を世界的に促進し、遅くとも2050年までに気候中立を達成するために協働する決意を表明した。

(2) 両首脳は、気候、環境、エネルギー及び産業変革に関する両国間の対話及び協力を強化することで一致した。両首脳は、クリーン・エネルギー移行を加速するための措置を更に発展させ、実施する上で、両国は良い立場にあり、かつ、野心的であることを確認した。両首脳は、エネルギー安全保障を更に強化するため、クリーン・エネルギー・ソリューションの普及を加速すること並びに持続可能で、包摂的かつ強じんな気候に配慮した成長を確保するための次世代技術の開発及び普及を加速することについて認識を共有した。

(3) 両首脳は、海運の脱炭素化の道筋に関する共通の見解を確認し、国際海事機関（IMO）での、国際海運における船舶からの温室効果ガスの排出の削減に関する2023年IMO戦略の交渉における緊密な連携を評価した。両首脳は、同戦略を実施するための将来のIMO中期対策の策定における、両国の当局間の継続的な交流及び協力の重要性を強調した。両首脳は、2011年に署名された海事技術・産業分野における日本国国土交通省とノルウェー王国貿易産業漁業省との間での協力覚書の署名を通じて確立された、グリーン海運に関する両国の当局間の連携の継続を奨励した。また、両首脳は、内航船隊の電動化、海事

産業のデジタル化等の分野における両国の官民のパートナーシップを想起し、海事分野における自動運航を含む研究開発における協力の強化を奨励した。両首脳は、両国の海運及びエネルギー企業間の協力の成果が2050年頃までの海事産業の脱炭素化を目指すIMOの野心的な戦略の達成に貢献することへの期待を共有した。

1.2 科学及びイノベーション

両首脳は、互いの経験及び知見から学び合い、科学及びイノベーションを通じ、公平で活力のある社会の実現に向けて共に前進することの重要性を共有した。この観点から、両首脳は、「科学技術における協力に関する日本国政府とノルウェー政府との間の協定」の発効20周年を歓迎した。両首脳は、科学技術協力合同委員会等の機会を活用しつつ、エネルギー及び環境、北極圏を含む海洋研究、宇宙、ナノテクノロジー及び新素材並びに医療、介護及び福祉技術といった優先的な協力分野を中心に、幅広い分野における科学、研究及び先端技術協力の取組を推進していく意図を確認した。

1.3 開発及び国際パートナーシップ

(1) 両首脳は、国際的なアウトリーチ及びパートナーシップの強化の重要性を認識した。複合的な世界的危機の中、国際的なパートナーシップは、法の支配、人権及び民主主義の原則を世界的に推進するために不可欠である。両首脳は、持続可能な開発を世界的に推進することの重要性を強調し、SDGsへのコミットメントを想起した。さらに、両首脳は、紛争及び気候変動並びにロシアの侵略戦争がもたらした世界的な食料危機及びエネルギー危機の影響を受けている脆弱な国々及び避難民への継続的な支援を確認した。両首脳は、国際開発協力において、人々を貧困から永久に救い出すことができる施策を重視することの重要性を共有した。

(2) 両首脳は、暴力的紛争の予防、救援・復興活動の提供及び永続的な平和の構築における女性のリーダーシップを強調し、女性・平和・安全保障(WPS)アジェンダの推進を奨励するとともに、国連及び地域機関における協力等の多国間協力の重要性を強調した。両首脳は、長期的な重点分野での協力を継続するとともに、気候変動が平和及び安全に与える影響等、新たなグローバル課題にも重点を置くことを確認した。両首脳は、平和、環境及び気候変動に対しより強じんな社会に関する取組において、明確なジェンダーの視点を持つことが重要であるとの認識を共有した。

1.4 国際的・地域的な場における協力

(1) 両首脳は、日本が現在国連安保理の非常任理事国として責任ある役割を果たしていること及びノルウェーが平和、人道、人権、気候変動等の分野において積極的に貢献していることを互いに評価し、両国が国連を含む国際場で引き続き協力していくことを確認した。また、両首脳は、国連総会の役割の強化を含む国連改革の必要性を強調した。両首脳は、常任理事国及び非常任理事国の議席の拡大を含む、安保理改革に向けて緊密に協力することで一致した。

(2) ストーレ首相は、G7広島サミットで採択された、「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」を歓迎し、両首脳は、均衡の取れた、検証可能かつ不可逆的なアプローチを通じて達成される、「核兵器のない世界」という目標に向けて努力することで一致した。さらに、両首脳は、多国間の核軍縮の検証に関する取組といった実践的な取組の価値を認めた。ストーレ首相は、日本が2023年にG7が主導する大量破壊兵器及び物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップの議長国を務めることに感謝を表明した。両首脳は、ロシアによる新戦略兵器削減条約（新START）の履行停止の決定及び包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准の撤回の決定に深い遺憾の意を表明した。さらに、両首脳は、中国の透明性を欠いた核戦力の増強に対する懸念を共有し、中国とロシアに対し、核兵器不拡散条約（NPT）の下での義務及び2022年1月3日の核戦争の防止及び軍拡競争の回避に関する五核兵器国首脳共同声明を含むコミットメントに沿う形で、軍縮とリスク低減に関する全ての関係するイニシアティブに実質的に関与するよう求めた。

(3) また、両首脳は、全ての国が、他国の領土、国民及び環境に対して受け入れられない危険をもたらす、他国の主権及び国際法上の義務を侵害するような発射活動を行わないことの重要性を強調した。

(4) 両首脳は、ALPS処理水の海洋放出について、国際原子力機関（IAEA）の包括報告書が、ALPS処理水の海洋放出は関連する国際安全基準に合致していると結論付けていることに留意し、IAEAにより実施されている継続的なレビュー及びモニタリングが極めて重要であることを確認した。岸田総理は、ALPS処理水の海洋放出が東日本大震災からの復興の重要な一步であることを強調し、震災時のノルウェーからの数え切れない支援と励ましのメッセージに対して改めて心から感謝を述べた。ストーレ首相は、日本が、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国際社会に説明を行っていることを評価した。また、両首脳は、科学的根拠に基づかない一部の主張や活動に対する懸念を

共有し、科学的根拠に基づく議論の重要性を強調した。

(5) 両首脳は、政府首脳や閣僚レベルも含め、日本と北欧諸国との対話と協力の緊密化を促進することで一致した。

2023年12月7日 東京にて